

記者資料提供（2026年2月6日）
神戸新交通株式会社 総務部 人材マネジメント課
TEL：078-335-7855

神戸新交通株式会社社員の懲罰処分

会社の諸規則等に違反した社員の処分を行いましたのでご報告いたします。

このたびの事案は、当社の信頼を損なうものと重く受け止め、改めて服務規律および綱紀粛正の徹底を図るとともに、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

処分案件1 アルコール検査による基準値を超えて就業した事案

令和7年9月2日、就業時にアルコール濃度検査を義務付けられている運輸課の社員が、検査結果が社内規定で定める就業不可となる基準値を上回ったにも関わらず、そのまま就業した。また、点呼を実施する社員も、当該社員のアルコール濃度検査結果が基準値を上回っていることを認識していながら、適切な対応を取らずにそのまま就業させた。

運転業務に従事することはなかったものの、鉄道の安全運行を担う社員としての責務を考慮すると、これらの行為は著しく不適切であり、自らの職務に係る法令、会社の諸規則に違反した行為であるため、下記の処分を行った。

- (1) 被処分者および処分内容 担当2名：出勤停止4日（※）
(2) 処分年月日 令和8年2月6日

処分案件2 アルコール検査未実施で就業した事案

令和8年1月3日、運輸課の社員がイベント対応で応援業務に従事するにあたり、アルコール濃度検査を義務付けられている社員2名が、検査を実施せずにそのまま就業した。

また、点呼を実施する社員2名も、当該社員のアルコール濃度検査を実施せず、そのまま就業させた。

イベント対応の応援要員であるため、運転業務に従事することはなかったが、鉄道の安全運行を担う社員としての責務を考慮すると、これらの行為は著しく不適切であり、自らの職務に係る法令、会社の諸規則に違反した行為であるため、下記の処分を行った。

- (1) 被処分者および処分内容
- ・担当1名：出勤停止4日（※）
 - ・担当1名：出勤停止1日
 - ・担当1名：減給（平均賃金の1日分の半額）
 - ・担当1名：口頭厳重注意
- (2) 処分年月日 令和8年2月6日

※ 処分案件1・2の担当1名は同一社員

再発防止策

(1) アルコール検査の厳正執行の徹底

通達を発出し、関係係員に対してアルコール検査の厳正執行を徹底しました。

(2) アルコール検査実施要領の見直し

- ・実施手順書を見直し、取り扱いを徹底しました。
- ・検査結果のダブルチェック体制を整えるなど、管理体制を強化しました。

(3) 駅係員のアルコール検査結果を司令課と共有

運行トラブル等が発生した時に乗務指示を出す司令課に対して、駅係員のアルコール検査結果を共有することで、確認体制を整備しました。

(4) アルコール検知器の機能向上

多機能なアルコール検知器に更新することで、基準値を超過した場合に就業できない仕組みを構築します。

(5) アルコール検査結果により勤務へ影響を与えた場合の処分ルールの策定

アルコール検査において基準値を超過した社員への処分基準を明確化しました。

(6) 社員の資質改善

処分対象者は現場を監督する役割を解き、資質改善の教育を実施します。